

シンポジウム

お申込用紙は裏面を御覧ください。

災害時における個人情報の適切な取扱い ～高齢者・障がい者等の安否確認、支援、情報伝達のために～

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(内閣府)に従った要援護者台帳の作成や運用が不十分であったことや、自治体の有する高齢者、障がい者等の要援護者情報が福祉関係者等に適切に開示されなかったことから、高齢者、障がい者等の安否確認や個別の支援に重大な遅れが生じ、多くの犠牲を生みだしました。また、広域にわたる避難者の支援にあたっては、避難者情報の開示が大きな課題として浮かび上がっています。このような東日本大震災・福島第1原発事故における実態を踏まえ、日弁連では、2011年6月17日付けで「災害時要援護者及び県外避難者の情報共有に関する意見書」を出しました。

2013年6月21日から施行された改正災害対策基本法では、市町村に対して要援護者の把握に努めた上で名簿作成が義務付けられ、また、2013年8月には、内閣府が「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の改訂版にあたるもの)を公表しました。

当日は、この改正災害対策基本法と取組指針の具体的な運用方法、未解決の課題や対応について、日弁連でとりまとめたガイドラインとともに、解説させていただく予定です。

日時：2014年1月20日(月)

13:30～17:00(開場13:00)

場所：ホテルさっぽろ芸文館(札幌市中央区北1条西12丁目)

※参加費無料

プログラム(予定)

第1部 基調報告

東日本大震災における災害時要援護者や被災者の個人情報の取扱いについて

- ◆青田由幸氏
…特定非営利活動法人 さぽーとセンターぴあ 代表理事
- ◆鳥井静夫氏
…東京都産業労働局
(平成23年度仙台市震災復興本部震災復興室併任)
- ◆山本和広氏
…岩手県大阪事務所(前:岩手県総務部法務学事課)

第2部 パネルディスカッション

災害時における要援護者や被災者の個人情報の取扱いについての問題点、適切な取扱い、課題等

【パネリスト】

- ◆山崎栄一氏…大分大学教育福祉科学部准教授
- ◆青田由幸氏
- ◆鳥井静夫氏
- ◆岡本正氏…弁護士、中央大学大学院客員教授
- ◆吉村一洋氏…弁護士、新潟県弁護士会

【コーディネーター】

- ◆八杖友一氏…弁護士、第二東京弁護士会

アクセスマップ



【交通手段】

タクシー：JR札幌駅から5分

地下鉄：地下鉄東西線西11丁目駅から徒歩5分

バス：JR札幌駅前バスターミナルから小樽方面55番JR北海道バス又は中央バスで7分 北1条西12丁目下車

主催：日本弁護士連合会、北海道弁護士会連合会、札幌弁護士会

シンポジウム 災害時における個人情報の適切な取扱い
～高齢者・障がい者等の安否確認、支援、情報伝達のために～
参加申込書

御所属、氏名等必要事項を記載の上、下記FAX送付先へお申し込みください。

先着順:200名

日本弁護士連合会業務第一課 FAX: 03-3580-2866

お名前 (ふりがな)	(同伴者ほか 名)
御所属(ふりがな)	
御連絡先(電話番号) ()	—
その他 ※手話通訳、要約筆記の御用意が必要な方は、事前にお申出ください。 準備の関係上、可能な限り早めにお知らせください。	

- ※ 団体に参加される場合には、団体名、代表者氏名及び参加人数、連絡先の記入に御協力ください。
- ※ 御提供いただいた個人情報は、参加者の把握に利用します。同個人情報は、日本弁護士連合会及び札幌弁護士会で保有し、各会の個人情報保護方針に従い厳重に管理いたします。
- ※ 本シンポジウムに関するお問い合わせは日本弁護士連合会業務第一課 (TEL: 03-3580-9331) まで御連絡ください。
- ※ 定員に達し、御参加いただけない場合は御記入いただいた御連絡先に御連絡いたします。特に連絡がなかった場合は、御参加いただけますので、直接会場にお越し下さい。

主 催: 日本弁護士連合会, 北海道弁護士会連合会, 札幌弁護士会